

公益財団法人 JAPAN BOWLING 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 JAPAN BOWLING (以下「この法人」という。)の組織運営、諸事業の推進に関わるすべての関係者が、この法人の社会的使命と役割を自覚し、「公益財団法人 JAPAN BOWLING 及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、この法人の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もってこの法人に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程において、規律の対象となる者は、評議員、役員、名誉会長等、委員会委員及び職員(以下「役・職員等」という。)並びにこの法人諸制度に基づき登録等を行っている者であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 評議員とは、定款第 11 条に規定する評議員
- (2) 役員とは、定款第 23 条に規定する理事及び監事
- (3) 名誉会長等とは、定款第 30 条に規定する名誉会長及び顧問
- (4) 委員会委員とは、定款第 39 条に規定する専門委員会及び特別専門委員会の委員長並びに委員
- (5) 職員とは、定款第 41 条に規定する事務局職員
- (6) この法人諸制度に基づき登録等を行っている者(以下「登録者等」という。)とは、加盟団体役・職員等、公認指導者・コーチ、公認審判員、公認ドリラー並びにこの法人主催事業の運営に関わる者

(基本的責務)

第3条 役・職員等及び登録者等は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条 役・職員等及び登録者等は、暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。

- 2 役・職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 役・職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 4 役・職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 役・職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、この法人の信頼を確保するような責任ある行動を取らなければならない。
- 6 役・職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、この法人に倫理委員会を設置する。

- 2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の決議により別に定める。

(違反による処分等)

第6条 役・職員等及び登録者等は、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、管理責任者(担当理事)は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役・職員等及び登録者等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

(1)評議員及び役員の解任については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、定款第12条及び第28条に基づき取り扱うものとする。

(2)名誉会長等及び委員会委員の解任については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議によるものとする。

(3)職員の処分は、この法人就業規則に基づき取り扱うものとする。ただし、事務局長及び重要な職員については、理事会の決議によるものとする。

(4)登録者等については、当該者に適用する規程等を所掌する委員会等の意見を聴取したうえ、理事会の決議によるものとし、必要な事項は別に定める。

2 処分対象者に対し処分結果を定め次の通り書面により告知する。

①内容、②対象行為、③理由、④不服申立手続きの可否、⑤その手続きの期限等

(不服申し立て)

第7条 この法人が処分した決定に対し、不服申し立てをすることができる。この法人の総務委員会で審議し、この法人の理事会の決定は最終決定とする。

2 前項の決定に、なお、異議のある場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に不服申し立てができるものとし、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁手続を利用して解決する。その判定は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」において判定されるものとする。

(その他)

第8条 この法人加盟団体が組織の管理運営に適正を欠いたとき、もしくはこの法人の加盟団体として不適当と認められるときの処分については、この法人加盟団体規程に定める。

(規程の改廃)

第9条 本規程は、理事会の決議を経て改廃することができる。

附 則

(1) 本規程は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立登記の日 2012年(平成24年)4月1日より施行する。

(2) 本規程は、「役・職員倫理規程」(2012年(平成24年)4月1日施行)をもとに改正し、2014年(平成26年)6月1日から施行する。

(3) 本規程は、公益財団法人 JAPAN BOWLING の登記の日、2024年(令和6年)4月1日より施行する。